

## 国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託仕様書

本仕様書は、「国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務内容について必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、本市と受注者が協議の上、契約書用の仕様書を定めることとする。

### 1 委託業務の名称

国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託

### 2 委託業務の目的

本市では、奈良時代後半から平安時代末（7世紀後半～11世紀後半）まで現在の舞鶴公園内に所在し、古代の迎賓館と称され、国際都市福岡発展の出発点である鴻臚館を、往時の姿に復元することで、福岡が育んできた歴史や文化交流の長い歩みを体感できる場所としての整備を進めている。

本業務は、国史跡鴻臚館跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定及び平成31年3月に策定した国史跡鴻臚館跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の改定に係る検討を行うとともに、国史跡鴻臚館跡における北館東門等復元整備工事、地形等復元整備工事を予定している北館エリアに続き、未整備エリアの将来的な整備検討及び鴻臚館エリア全体の管理運営手法等の検討を行う業務である。

### 3 総則

- (1) 整備内容等の検討業務にあたっては、対象範囲が国指定史跡であり、都市公園であることに十分に配慮すること。
- (2) 受託者は本業務の実施にあたって、「文化財保護法」をはじめ関連する諸法規を遵守し、また関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。
- (3) 受託者は本業務の実施にあたって、委託者の指示に従い、業務に必要な調査を行うとともに、関係する資料を作成するものとする。
- (4) 本業務については、鴻臚館北館東門等の復元整備工事や鴻臚館跡展示館の展示リニューアルなどの業務と密接に関連するため、業務を履行する際は、業務間の調整を十分に図るものとする。

### 4 履行場所

福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課

### 5 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

## 6 委託業務の内容

業務の実施にあたっては、国史跡鴻臚館跡の本質的価値を再度整理し、保存活用計画の策定及び整備基本計画の改定に向けた検討を行うとともに、あわせてエリア全体の活用プラン（管理運営手法、建物配置及び規模、ゾーニング、動線等）などの検討を行うものとする。

### (1) 前提条件の整理

- ・本市が取り組んでいる「鴻臚館跡整備・活用事業」の意図を踏まえ、各種条件を整理する。
- ・過年度に実施、また現時点で実施及び計画中である国史跡鴻臚館跡に係る事業を把握する。
- ・福岡城跡を含む保存管理計画、整備基本計画及び発掘調査等の調査研究の成果を整理する。

### (2) 基本理念及び基本方針の見直し

- ・これまでの整備状況等を勘察し、舞鶴公園及びセントラルパーク全体の整備・活用と連動した、本史跡の位置づけを明確にしたうえで、基本理念及び基本方針の見直しを行う。

### (3) 保存活用計画の策定に係る検討

- ・保存活用計画の立案検討にあたっては、現在の自然環境や社会環境、都市基盤の状況並びに史跡の整備状況等について既存資料を元に整理し、全体及び諸要素ごとの保存活用の方針・方法、現状変更等の取扱方針等を定め、外部委員会の意見を踏まえながら実施すること。（以下、検討項目）

#### ①現状（史跡及び周辺環境の概要）

- ・保存活用計画素案策定の検討にあたり、既存資料を整理する。あわせて、これまでの発掘調査の成果や遺構の分布状況を確認し、周辺環境（自然的、歴史的、社会的）条件を把握すること。

#### ②史跡等の価値

- ・①にて把握した内容を踏まえ、国史跡鴻臚館跡の本質的価値を明確にし、保存活用計画の立案検討にあたり課題点等を取りまとめること。

#### ③基本方針

- ・史跡の現状や周辺環境、本質的価値を整理し、基本的事項並びに方針案を取りまとめること。

#### ④保存管理・活用及び整備

- ・史跡における保存管理、整備のあり方や活用の方向性について実施計画案を取りまとめること。

#### ⑤管理運営手法及び体制

- ・北館東門等の復元整備や、今後整備予定である鴻臚館体験・活用施設（仮称）、鴻臚館跡展示館などエリア全体の状況を踏まえ、最も効率的である管理運営手法の検討を行うこと。
- ・管理運営手法を検討するにあたり、民間事業者へのヒアリングの実施や他都市の事例を参考に、将来的な利活用の状況を視野に集客に資する方向性を取りまとめること。

### (4) 整備基本計画の改定に係る検討

- ・上記(1)～(3)の検討事項を踏まえ、以下の項目ごとに、平成31年3月に策定した現行の整備基本計画の改定に係る検討を行う。

#### ①全体計画及びエリア区分計画

- ・全体計画とエリア区分（ゾーニング）計画について、今後整備を予定している北館エリアと未整備エリアの整備方針を検討すること。
- ・未整備エリアについては、過年度に設計を行った北館東門等の復元整備の状況を踏まえ、遺構表現や復元整備の検討を中心に行う。

## ②遺構保存に関する計画

- ・未整備エリアにおける遺構の保存手法について明示すること。

## ③動線計画

- ・舞鶴公園内の今後の整備状況等を踏まえて、鴻臚館エリア全体の動線計画の見直しを行うこと。

## ④修景および植栽に関する計画

- ・植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の計画を必要に応じて見直すこと。

## ⑤案内・解説施設に関する計画

- ・史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する説明を行うためのサイン計画について、その手法および配置計画についての見直しを行うこと。

## ⑥公開・活用及びそのための施設に関する計画

- ・(3)の④において検討を行った内容を踏まえた計画を立案すること。
- ・鴻臚館跡展示館の将来像については、より高質な展示コンテンツや鴻臚館を学ぶための場所を想定し、周遊性を高めるため動線等の検討を行うこと。

## ⑦地域における関連文化財等との整備活用に関する計画

- ・本史跡と関連する文化財との関係を把握し、包括的な整備活用方法について、必要に応じて見直しを行うこと。

## ⑧整備事業に必要となる調査等に関する計画

- ・今後の整備事業を進めていくうえで、必要となる調査等についての計画の検討を行うこと。

## ⑨管理・運営に関する計画

- ・(3)の⑤において検討を行った内容を基に計画を見直すこと。
- ・検討にあたっては、将来の補修やメンテナンスなどを十分考慮した検討を行うこと。

## ⑩整備基本計画における工程の立案

- ・改定後の整備基本計画において、上記の事業を実施するための期間を検討すること。

## ⑪概算事業費の算出

- ・整備基本計画を実施するにあたり、必要となる整備費等の概算費用を算出すること。

## (5) 業務工程表の作成

- ・本業務委託に係る概略の業務工程表を作成すること。

## (6) 基本プラン及びイメージパースの作成

- ・上記を踏まえ、基本的なプランとイメージパースを作成すること。

## (7) 事業計画

- ・舞鶴公園全体の事業との連携を視野に入れた事業計画、該当する整備内容についての概算事業費の算出を行うこと。

## (8) 委員会等の運営支援

- ・外部有識者によって構成される委員会の開催及び機能分担・事業間調整を行うための庁内ワーキング会議の開催に際して、必要とされる資料を作成するとともに議事録作成等の対応するものとする。

## 7 成果品

(1) 報告書:2部

(2) 上記に係る概要書:2部

(3) 保存活用計画及び整備基本計画の策定・改定案

#### (4) 各種検討成果に係る電子データ

- ・(1)～(3)の Word 及び PDF データ

※その他図表などの作成資料データを DVD-R に保存したもの：1部

### 8 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成し共有すること。

- ・当初：業務着手時
- ・業務期間中：1回以上／月（必要に応じ随時）
- ・最終：成果品納入時

### 9 参考資料の貸与について

受託者に対して、業務遂行上必要となる資料については、監督員と協議の上別途貸与するものとする。

(参考)

- ・鴻臚館整備・活用事業（福岡市ホームページ）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/ds-suishin/shisei/kourokanseibikatuyoujigyou.html>

### 10 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧にこれを行うこと。
- (2) 業務の遂行にあたって、受託者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたって、受託者は打ち合わせ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、監督員に提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は業務の遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は一覧表を作成し、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 本業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、本市に帰属する。受託者は、本市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (7) 本業務の遂行にあたって知り得た情報等について、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、本業務の完了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受託者の負担とする。
- (9) 業務の一部を再委託する場合は以下のことに留意すること。
  - ・受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

・受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。

(10) 個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認できるもの(第三者認証(ISO/IEC27001、プライバシーマーク等))があれば提出すること。

また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点から Bcc を使用することを徹底するものとする。